(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
福島県西白河郡矢吹町滝八幡一六九番から同町北町二六一番一まで	前	一四・〇〇メートル
	後	一五・五〇メートル
	前	三四・〇〇メートル
	後	三五・一八四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○東北地方整備局告示第百九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年五月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月十日　東北地方整備局長　青山　俊行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	福島県西白河郡矢吹町滝八幡一六九番から同町北町二六一番一まで	東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年五月十日

○東北地方整備局告示第百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、東北地方整備局、同局郡山国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月十日　東北地方整備局長　青山　俊行

一　道路の種類及び路線名　道路の位置
　一般国道　四十九号　福島県耶麻郡猪苗代町大字堅田地先から会津若松市神指町大字高瀬地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所
　氏名　東北インテリジェント通信株式会社　代表取締役社長　柴田　一成
　住所　宮城県仙台市青葉区一番町三丁目七番一号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
　道路管理者が道路管理の用に供するため設置している道路附属物である光ファイバケーブルのうち、本協定に基づき他の工作物管理者と道路管理者の兼用工作物となる芯線に断線、不通などがなく、正常な通信状態にあることの確認

四　管理の期間　平成二十二年四月十六日から本協定の存続する日まで

○関東地方整備局告示第二百五十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月十日　関東地方整備局長　菊川　滋

別表に次のように加える。

十八	日本建物評価機構株式会社	東京都台東区北上野一丁目八番三号	省令第十五条第一号から第十四号までに掲げる区分	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、山梨県及び長野県の全域	平成二十二年四月十九日から五年間

国会事項

衆議院

質問書提出

五月六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

元内閣官房長官が内閣官房機密費の具体的使途に言及した件に係る平野博文内閣官房長官の見解に関する質問主意書（鈴木宗男提出）
検察官による違法な取調べに関する質問主意書（鈴木宗男提出）
あしながが募金に関する質問主意書（木村太郎提出）
国家公務員の退職管理および再就職に関する質問主意書（塩崎恭久提出）
独立行政法人等の役員の公募に関する質問主意書（塩崎恭久提出）
国家公務員の在職中の求職活動に関する質問主意書（塩崎恭久提出）

参議院

質問主意書転送

五月六日次の質問主意書を内閣に転送した。

沿岸漁業振興策の見直しの必要性に関する質問主意書（紙智子提出）（第六二号）
経済連携協定に基づく介護福祉士候補者に関する質問主意書（中村博彦提出）（第六三号）
国有林保全事業の環境省への移管に関する質問主意書（川田龍平提出）（第六四号）
風力発電の導入拡大に関する質問主意書（川田龍平提出）（第六五号）

人事異動

内閣

○総務大臣臨時代理
　国務大臣　枝野　幸男
総務大臣原口一博海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に総務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
○農林水産大臣臨時代理
　同　福島　瑞穂
農林水産大臣赤松広隆海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣に指定する
　同　枝野　幸男
内閣府特命担当大臣原口一博海外出張不在中内閣府特命担当大臣（地域主権推進担当）事務代理を命ずる
　同　亀井　静香
内閣府特命担当大臣仙谷由人海外出張不在中内閣府特命担当大臣（「新しい公共」担当）事務代理を命ずる（以上四月三十日）
○財務大臣臨時代理
　国務大臣　枝野　幸男
財務大臣菅**直**人海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
　同　枝野　幸男
内閣府特命担当大臣菅**直**人海外出張不在中内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）事務代理を命ずる（以上五月一日）
○文部科学大臣臨時代理
　国務大臣　福島　瑞穂（福島みずほ）
文部科学大臣川端達夫海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣に指定する
○経済産業大臣臨時代理解職
　同　長妻　昭
経済産業大臣直嶋正行帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
○環境大臣臨時代理
　同　千葉　景子
環境大臣小沢鋭仁海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣に指定する
○防衛大臣臨時代理解職
　同　平野　博文
防衛大臣北澤俊美帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
　同　千葉　景子
国家公安委員会委員長中井洽海外出張不在中国家公安委員会委員長事務代理を命ずる
　同　福島　瑞穂（福島みずほ）
内閣府特命担当大臣川端達夫海外出張不在中内閣府特命担当大臣（科学技術政策担当）事務代理を命ずる